

## 入札約款

### (目的)

第1条 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部の発注に係る工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約に係る競争入札を行う場合における入札（郵便入札を除く。）その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

### (入札等)

第2条 入札に参加する者は、図面、仕様書、契約書案、現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は別記第1号様式により作成し、封かんのうえ、入札参加者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

### (入札辞退)

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、別記第4号様式による入札辞退届を契約担当者に直接持参、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

### (公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行なわず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。  
(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が談合し、又は談合の恐れがある不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。  
(工事費内訳書の提出)

第6条 管理者は、工事又は製造の請負に係る入札において、当該入札に係る事業の熟知の状況等積算能力の向上あるいは談合その他不正行為の防止に資するため、入札参加者から工事費内訳書を提出させるものとする。

2 工事費内訳書を提出しない者がいるときは、その者のした入札を無効とする。また、提出された工事費内訳書に重大かつ明白な不備が認められる場合は、当該工事費内訳書を提出した者の入札を無効とする場合がある。

(無効となる入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札 (免除の場合を除く。)

(4) 記名押印を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに談合であると認められる入札

(8) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(9) 予定価格を事前公表された入札において、予定価格を超える金額の入札

(10) 工事費内訳書の提出が必要な入札において、工事費内訳書の提出がなかった者のした入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

(1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札

(2) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札

(落札者の決定方法)

第9条 工事又は製造の請負に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 物件の売買その他の契約に係る入札においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 第1項の工事又は製造の請負に係る入札の最低制限価格は、契約ごとに予定価格の100分の90から100分の70の範囲内で別に定める基準により算定された額とする。

4 翌年度予算に基づき契約する物件の売買その他の契約に係る入札の落札者については、当該予算が発効する4月1日に落札決定し、それまでの間は落札予定者とする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第11条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度入札の回数は、原則として2回までとする。ただし、予定価格をあらかじめ公表している入札の場合においては、再度入札はなしとする。

2 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第12条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第13条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立て)

第14条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第15条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

印旛郡市広域市町村圏事務組合